

アーカイブ用資料



はじめの一步！ NPO入門講座

NPOの基本の“き”から学びます

はじめの一步！ NPO入門講座



行政書士 中野 俊雄

NPOとは…

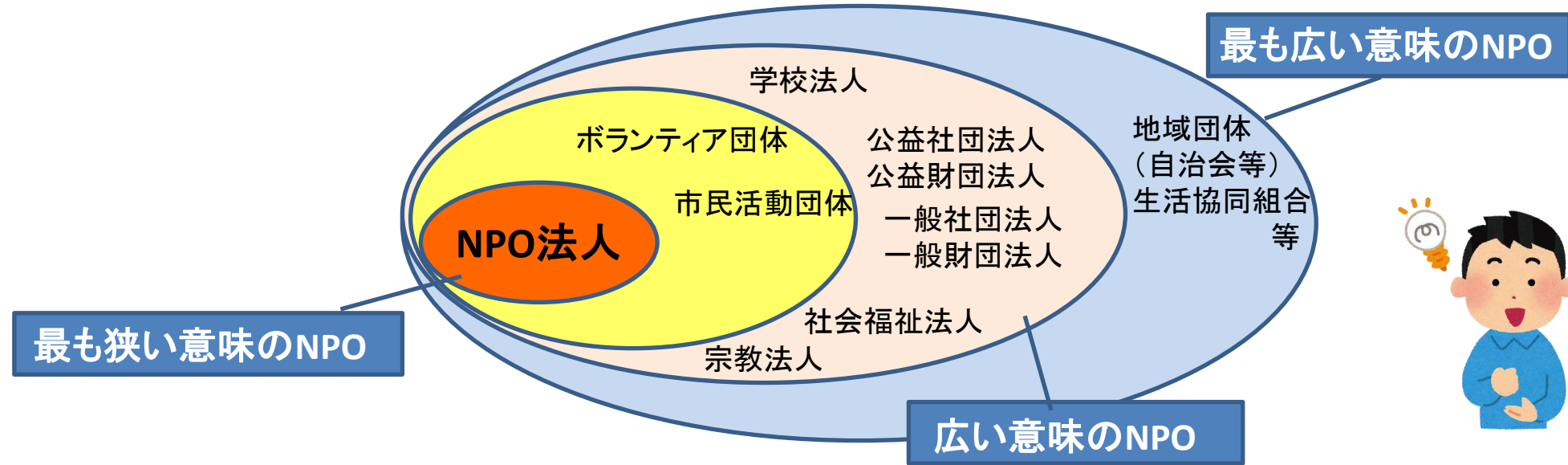
「様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称」

Non (非) **P**rofit (利益) **O**rganization (組織) の略。
直訳すると「非営利組織」のこと。

NPO法人とは…

NPOの内、「特定非営利活動促進法（NPO法）に基づき、所轄庁※の認証を得た上で、法務局に登記を行い、法人格を取得」した団体のこと。

Q: NPOとNPO法人は違うの？



A: NPO(非営利組織) ≠ NPO法人

クイズで学ぶNPO

NPO法人を読み解こう



問1. NPO法人は、正式には何と称するのでしょうか。 次のうちどれですか？

イ. 特定非営利組織法人

ロ. 特別非営利法人

ハ. 特定非営利活動法人

(答え:)

問1

正解： 八

特定非営利活動法人

「特定」・「非営利」・「法人」の
意味がわかれば、NPO法人がわかる？

まずは「非営利」という言葉の意味を
考えましょう。

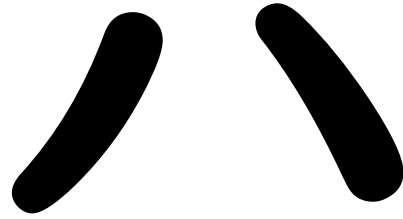
問2. NPO法人は儲けてはいけないのですか？ 次のうちどれが正しいでしょう。

- イ. 非営利法人なので、儲けてはいけない。
- ロ. 組織の運営維持のために、必要な最低限の儲けは許される。
- ハ. 何の制限もない。

(答え:)

問2

正解:



非営利とは、儲けてはいけないという意味ではなく、「活動によって得られた収益を、NPO法人の構成員である社員等に分配してはならないということ」

問3. NPO法人が行なってはいけないことは、 どれでしょう？

- イ. 物品を販売したり、サービスを有料で提供すること
- ロ. 役員に報酬を支払うこと
- ハ. 利益を会員に分配すること
- ニ. ボランティアに日当を支払うこと
- ホ. 解散するときに残った財産を会員に分配すること

(答え:)

問3

正解：ハ、ホ

「営利」とは、利益を構成員で分配する事、利益を分配しなければ「非営利」です。

営利法人（会社）→利益の配当→株主（出資者）

NPO法人は、利益の分配をすること→×

収益を上げること→○

口（役員報酬）は、支払うことができるが、制限がある。



問4. NPO法人が行うことのできる事業の範囲について正しい考え方はどちらでしょう。

- イ. NPO法人は、環境や福祉など社会に貢献する分野の事業だけしか行うことができない。
- ロ. 社会貢献分野の事業だけではなく、物品販売など他の会社と同じような事業を行うことができる。

(答え:)

問4

正解：

1. 特定非営利活動 (NPO法で定める20の分野) に係る事業
2. 特定非営利活動事業に係る事業以外の事業 (「その他の事業」という。)
 - ① 収益事業
 - ② 共益事業

「特定非営利活動」とは何でしょう。

次のア、イの両方にあてはまる活動です。

ア. 不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動（特定非営利活動促進法第2条第1項）

イ. 特定非営利活動促進法で定める 20 分野※2のいずれかに該当する活動（同上）

不特定かつ多数のものの利益とは：

誰もがその法人の活動の利益を受けることができ、法人の活動が社会全般の利益となることをいいます（公益）。

特定の個人や団体の利益（私益）や会員などの構成員相互の利益（共益）を目的とした活動は、特定非営利活動ではありません。

特定非営利活動促進法で定める20分野

- 1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 2) 社会教育の推進を図る活動
- 3) まちづくりの推進を図る活動
- 4) 観光の振興を図る活動
- 5) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
- 6) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 7) 環境の保全を図る活動
- 8) 災害救援活動
- 9) 地域安全活動
- 10) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 11) 国際協力の活動
- 12) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 13) 子どもの健全育成を図る活動
- 14) 情報化社会の発展を図る活動
- 15) 科学技術の振興を図る活動
- 16) 経済活動の活性化を図る活動
- 17) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 18) 消費者の保護を図る活動
- 19) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動
- 20) 前各号に掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動
(島根県では条例で定められた活動はありません)

問5. NPO法人が多くの借金を抱えてしまいました。 その場合、どうなるのでしょうか？

- イ. 原則として、NPO法人の借金を役員や会員が個人の資産で返済する**義務はない**。
- ロ. 法人の資産だけで返済できない負債は、役員や会員が分担して、個人の資産で返済する**義務がある**。

(答え:)

問5

正解：イ

法人になると、

「法律上の権利義務（権利能力）の主体」になることができます。

⇒ 不動産や車など、自分の名前で「権利」を持つことができる。

NPO法人のメリットとは？

- ・個人よりも社会的信用が得やすい
- ・団体の名義で **銀行口座** が作れる
- ・団体の名義で **自動車の登録** ができる
- ・団体の名義で **不動産や財産** の所有ができる
- ・団体の名義で **種々の契約** ができる
- ・寄付金やNPO法人であることを要件とする助成金等を受けることができる

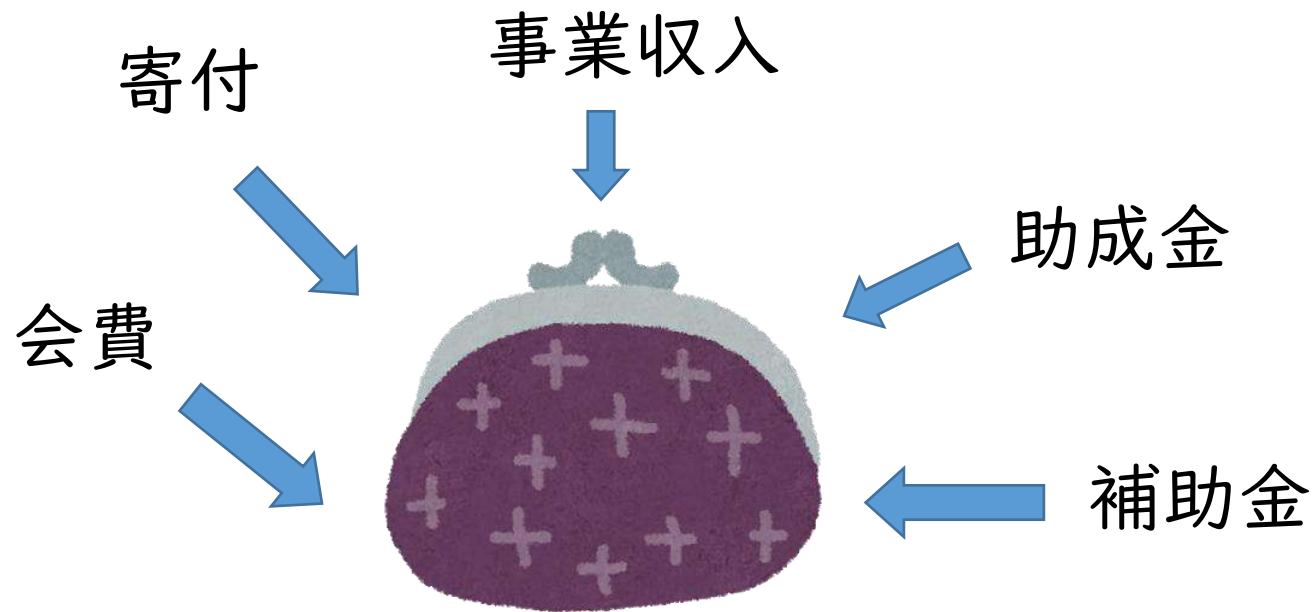


NPO法人のデメリットとは？

1. 設立に手間と時間及び費用がかかる
2. 法律上の規制がある、義務が生じる
 - ・登記の義務
 - ・事業報告書提出等の義務
 - ・納税の義務
 - ・義務違反には**罰則**がある（罰金や過料の支払い命令等）
3. 定款の制約を受ける。
4. 解散時に残余財産が戻ってこない。解散にも費用がかかる。

NPO法人の主な資金源

活動すると、費用はかかるもの。活動を継続していく為にも、費用を賄う収入が不可欠です。



NPO法人になったから
とって、自動的に補
助金や助成金がもらえ
るわけではありません。



問6. NPO法人であれば、税金は免除されるの？ 正しいのはどちらでしょう。

- イ. 非営利法人なので法人税は納めなくてもよい。
- ロ. 非営利法人であっても法人自体に利益がある場合は、法人税を納めなければならない場合がある。

(答え:)

問6

正解：

営利法人である会社の場合は、全ての所得が法人税課税の対象となりますが、NPO法人を含む公益法人等の場合は、法人税法に規定された34種類の「収益事業」からの所得だけが法人税課税の対象となります。

事業収益①	事業収益②	助成金	寄付金	会費
税法上の収益事業	税法上の非収益事業			
<u>法人税課税</u>	<u>法人税非課税</u>	<u>法人税非課税</u>	<u>法人税非課税</u>	<u>法人税非課税</u>

税制上の収益事業について

税制上の「収益事業」とは、法人税法施行令第5条に規定されているものをいい、NPO法第5条の「その他の事業（特定非営利活動に係る事業以外の事業）」とは異なります。

【収益事業】法人税法において定められた「販売業、製造業その他政令で定める事業」で、継続して、事業場を設けて行われるもの（法人税法2⑬）

政令で定める事業（34業種）：

①物品販売業、②不動産販売業、③金銭貸付業、④物品貸付業、⑤不動産貸付業、⑥製造業、⑦通信業、⑧運送業、⑨倉庫業、⑩請負業、⑪印刷業、⑫出版業、⑬写真業、⑭貸席業、⑮旅館業、⑯料理店業その他の飲食店業、⑰周旋業、⑱代理業、⑲仲立業、⑳問屋業、㉑鉱業、㉒土石採取業、㉓浴場業、㉔理容業、㉕美容業、㉖興行業、㉗遊戯所業、㉘遊覧所業、㉙医療保健業、㉚技艺教授業、㉛駐車場業、㉜信用保証業、㉝無体財産の提供業、㉞労働者派遣業

つまり・・・ NPO法人は、税法上の収益事業の収入だけが法人税課税の対象

事業収入		助成金収入	寄付金収入	会費収入
税法上の 収益事業34種	非収益事業	非課税	非課税	非課税
課税	非課税			

	NPO法上の 特定非営利活動	NPO法上の その他の事業
法人税法上の収益事業	法人税課税	法人税課税
法人税法上の非収益事業	法人税非課税	法人税非課税

法人を選択する際のポイント

設立の際に「何」を重視するのかが、選択する際のポイント※3。

- ①設立の難易度 ②設立に要する時間 ③活動の自由度 ④税金の優遇
- ⑤設立に要する費用 ⑥行政及び助成団体からの支援 ⑦市民からの寄付（優遇税制） ⑧残余財産の帰属

最終的には、設立者の思いが実現すると思える法人格を選択すべき

- 非営利事業をする、公益性を重視… ⇒NPO法人
- スピード重視、手軽に設立… ⇒一般社団法人
- 事業収益を自由に使うことができる… ⇒株式会社
- 登記等をせずに自由に活動できる… ⇒任意団体

NPO法人と一般社団法人の比較

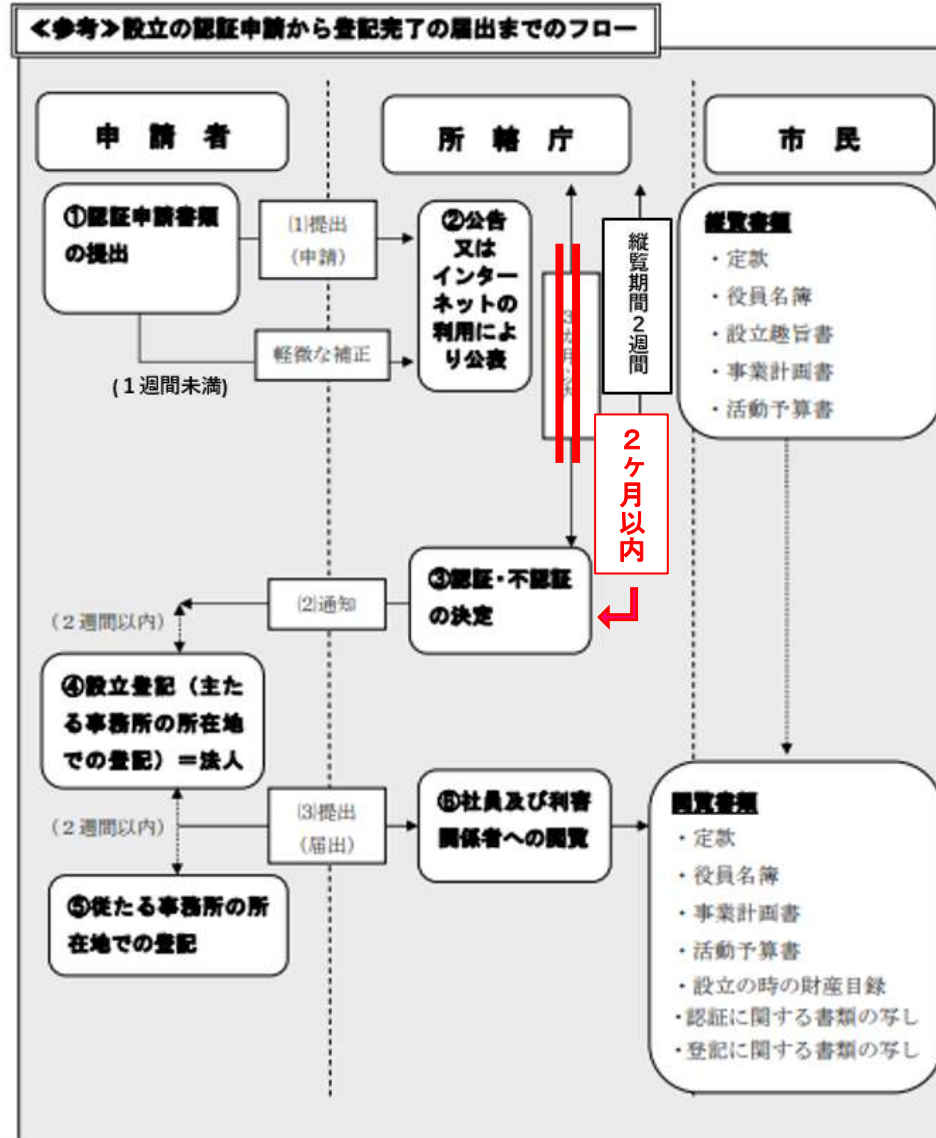
	NPO法人	一般社団法人
1 法制化の動機	新しい公共の担い手を創るため	①多くの任意団体に法人化の道を開くため ②公益法人改革の一環
2 構成員の数	10人以上（社員）	2人以上（社員）
3 事業の範囲	特定非営利活動20種の範囲にかかる事業及びその他の事業	行える事業の範囲に特段の制限はなし
4 資産に関する要件	なし	なし
5 設立の難易度	やや難易度高い	難易度低い 設立に手間がかからない
6 設立に要する期間	約1カ月半	約1週間 公証人へ認証申請
7 活動の自由度	やや自由度低い	かなり自由
8 税金の優遇	税法上の収益事業のみ法人税課税の対象	【非営利型法人】NPO法人と同等の優遇あり 【普通法人型】なし
9 設立費用	設立認証0円、登記0円、設立後登記事項の変更登記にも費用は不要	公証人定款認証5万円（印紙は不要）設立登記6万円 設立後の変更登記には費用を要する
10 解散後の残余財産の帰属先の制限	国・地方公共団体・公益法人・学校法人・社会福祉法人・更生保護法人・他の特定非営利活動法人	【非営利型法人】国や一定の公益的な団体に譲渡、社員に分配することは不可 【普通法人型】譲渡先には特段制限なし
11 知名度	高い	低い
12 行政及び助成団体からの支援	あり	期待できない
13 寄付	活動が評価されたら集まる。寄付者に税制優遇のある認定NPO法人制度がある	寄付を集めやすくするためには公益法人になることを要する。

NPO法人設立の流れ

要件※4を満たし、所轄庁に申請書類を提出して認証を受けた後、法務局で登記をすれば、NPO法人を設立することができます※5。



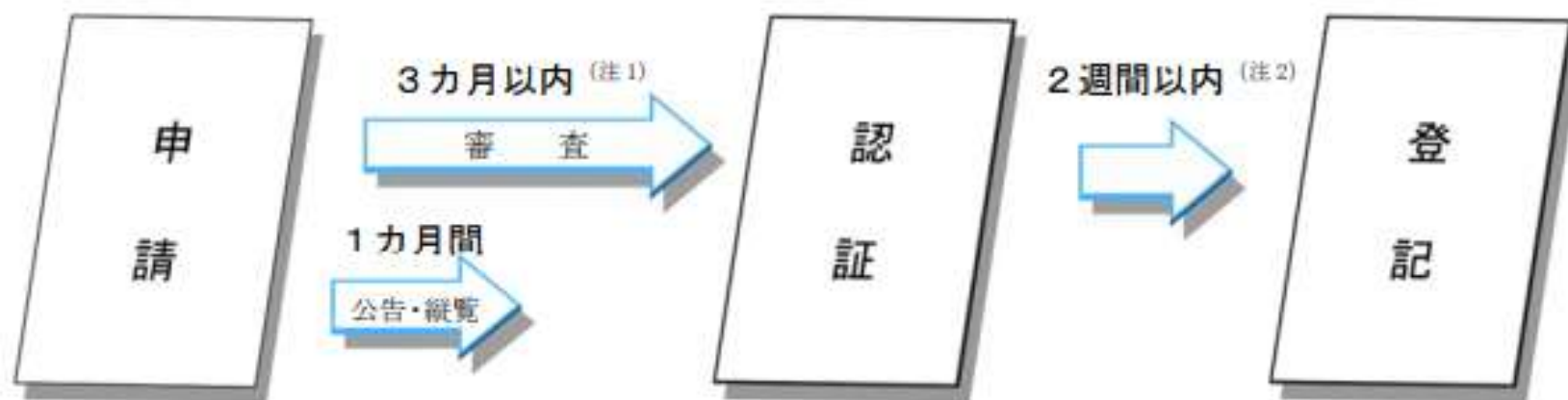
内閣府 **NPO**
ホームページ



NPO法人設立の手続

NPO法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です。提出された書類の一部は、受理した日から1カ月間、公衆の縦覧に供することとなります。

所轄庁は、申請書の受理後3カ月以内（所轄庁の条例で縦覧期間を経過した日から2カ月より短い期間を定めている場合には、その期間）に認証又は不認証の決定を行います。設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります。



(注1) 法律が求める基準に適合しない場合等には、不認証の決定が行われ、その理由を付した書面をもって通知されます。

(注2) 設立の認証を受けた者が、設立の認証があった日から6カ月を経過しても登記をしない時は、所轄庁は設立認証を取り消すことができます。

申請書に添付する書類は①～⑩となります。

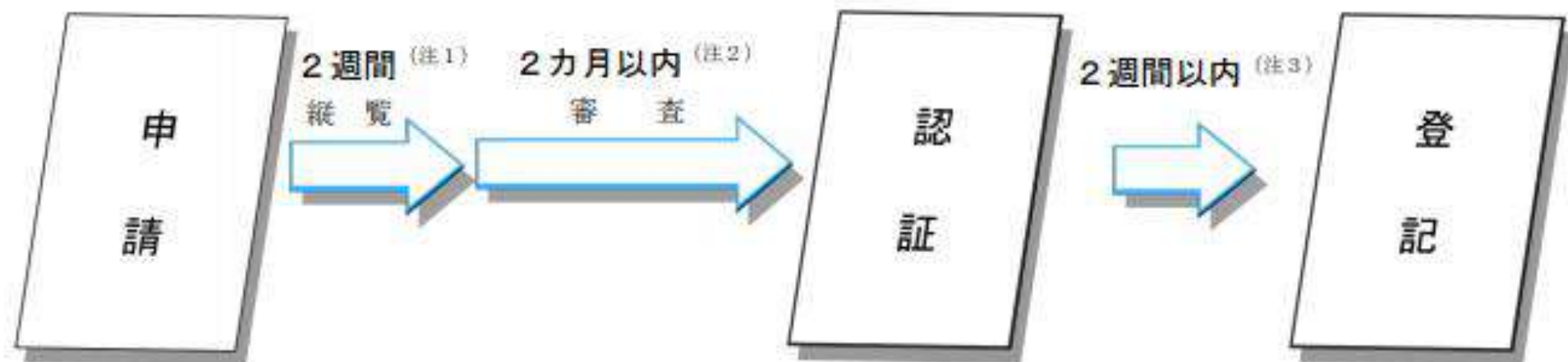
なお、①、②、⑦、⑨及び⑩は、公衆の縦覧に供する書類に該当します。

新

NPO法人設立の手続

NPO法人を設立するためには、法律に定められた書類を添付した申請書を、所轄庁に提出し、設立の認証を受けることが必要です。提出された書類の一部は、受理した日から2週間、公衆の縦覧に供することとなります。

所轄庁は、縦覧期間の2週間経過後、2カ月以内（所轄庁の条例で縦覧期間を経過した日から2カ月より短い期間を定めている場合には、その期間）に認証又は不認証の決定を行います。設立の認証後、登記することにより法人として成立することになります。



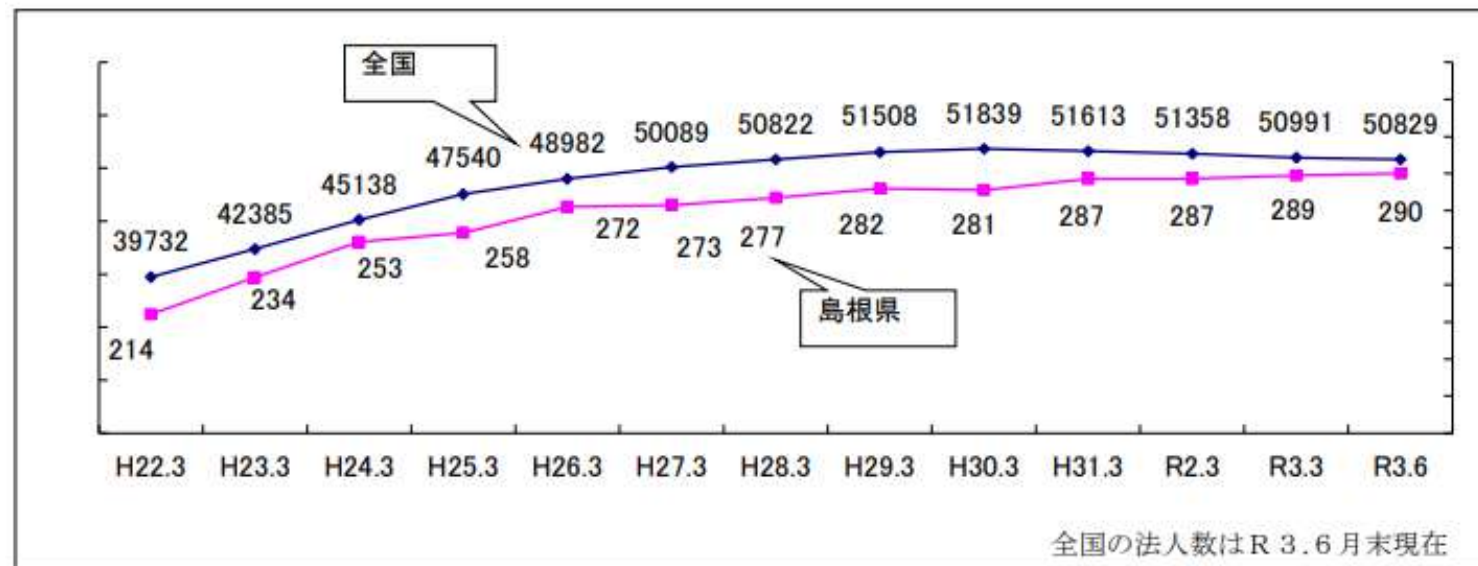
- (注1) 所轄庁は、申請があった旨、申請があった年月日、特定添付書類に記載された事項（後述）を認証又は不認証の決定まで、インターネットの利用（公報への掲載でも可）により公表する必要があります。
- (注2) 法律が求める基準に適合しない場合等には、不認証の決定が行われ、その理由を付した書面をもって通知されます。
- (注3) 設立の認証を受けた者が、設立の認証があった日から6カ月を経過しても登記をしない時は、所轄庁は設立認証を取り消すことができます。

全国と島根県内のNPO法人数

県内のNPO法人の認証状況（令和3年6月末現在）

1. 法人数の推移

年度	H10~ H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	計
認証件数	198	15	16	23	22	12	21	9	13	7	5	17	8	9	4	379
解散件数	6	3	7	3	5	8	7	6	9	4	7	11	8	7	3	94
所轄庁の変更	0	0	1	0	2	1	0	▲2	0	2	1	0	0	0	0	5
法人総数	192	204	214	234	253	258	272	273	277	282	281	287	287	289	290	—



島根県内
290法人

全国
50829法人



島根県内市町村別NPO法人数

(令和3年6月末現在)

2. 市町村別NPO法人数



3. 活動分野

保健、医療、福祉	197	災害救援	40	科学技術	25
社会教育	159	地域安全	57	経済活動	89
まちづくり	193	人権、平和	53	職業能力、雇用機会	110
観光	36	国際協力	52	消費者保護	22
農山漁村、中山間地域	36	男女共同参画社会	40	連絡、助言、援助	172
文化、芸術、スポーツ	130	子どもの健全育成	161	条例で定めた活動	5
環境保全	119	情報化社会	48		

(注)一つの法人が複数の活動分野の活動を行う場合があるため、合計は法人総数と一致しない。

ふるさと島根定住財団支援メニュー

◎ 専門相談

⇒ 3分野（法人設立・事業運営、労務管理、会計・税務）の専門家が個別にご相談に応じます。

◎ セミナー

⇒ マネジメントや資金調達、事務局等をテーマに実施します。

◎ 交流サロン

⇒ 印刷機利用、図書貸出し、会議室貸出し等行っています。

◎ 中国ろうきんNPO寄付システム

⇒ 県民の皆様から寄せられた寄付金を県内のNPO法人に分配します。
原則1団体5万円（一部10万円）。

お気軽に
お問合せ
下さい！

